

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人熊本大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学の主要業務は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、私立大学等の教育・研究事業を行っている学校法人や独立行政法人のほか、国や地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数（当該法人約2,600人）や教育・研究事業で比較的同等と認められる以下の法人等を参考にした。

- (1) 国立大学法人岡山大学・・・当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している（常勤職員数約2,600人）。公表資料によれば、令和2年度の学長の年間報酬額は18,795千円（調整手当分を除く。）であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額を勘案すると、18,580千円（調整手当分を除く。）と推定される。同様の考え方により、理事については15,022千円（調整手当分を除く。）。監事については11,850千円（調整手当分を除く。）と推定される。

- (2) 事務次官年間報酬額 23,374千円

② 令和3年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

役員の報酬については、「役員給与規則」において学長にあっては国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、また、学長以外の常勤役員にあっては、同委員会における業績評価及び個々の役員の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して賞与（期末特別給）を10%の範囲内で増減できることとする。なお、令和3年度においては、役員賞与の増減は行っていない。

③ 役員報酬基準の内容及び令和3年度における改定内容

法人の長

法人の長（学長）の報酬基準は、月額及び期末特別給により構成されている。月額については、「役員給与規則」により、基本給（1,107,000円）（令和3年度における額）に、支給要件を満たす場合は特別都市手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当を加算する。期末特別給についても、「役員給与規則」に則り、期末特別給基礎額（{(基本給月額)+(特別都市手当及び広域異動手当の月額)}×1.45）に6月に支給する場合においては1.675、12月に支給する場合においては1.675を乗じて得た額に基準日（6月1日又は12月1日）以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

（令和3年度における役員給与規則改正内容）

令和3年4月1日改正

期末特別給の額を決定する際に、期末特別給基礎額に乗ずる割合を次のように改正した。

6月に支給する場合

100分の167.5（改正前は100分の170）

12月に支給する場合

100分の167.5（改正前は100分の170）

理事

理事の報酬基準は、月額及び期末特別給により構成されている。月額については、「役員給与規則」により、基本給（633,000円、706,000円、761,000円又は818,000円のいずれか学長が個別に決定した額）（平成27年度における額）に、支給要件を満たす場合は特別都市手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当を加算する。期末特別給についても、「役員給与規則」に則り、期末特別給基礎額（{(基本給月額) + (特別都市手当及び広域異動手当の月額)} × 1.45）に6月に支給する場合には1.675、12月に支給する場合には1.675を乗じて得た額に基準日（6月1日又は12月1日）以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

（令和3年度における役員給与規則改正内容）

令和3年4月1日改正

期末特別給の額を決定する際に、期末特別給基礎額に乗ずる割合を次のように改正した。

6月に支給する場合

100分の167.5（改正前は100分の170）

12月に支給する場合

100分の167.5（改正前は100分の170）

（※法人の長の場合に同じ）

理事(非常勤)

理事（非常勤）の報酬基準は、月額により構成されている。月額については、「役員給与規則」により、300,000円と定めている。

監事

監事の報酬基準は、月額及び期末特別給により構成されている。月額については、「役員給与規則」により、基本給（633,000円、706,000円又は761,000円のいずれか学長が個別に決定した額）（平成27年度における額）に、支給要件を満たす場合は特別都市手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当を加算する。期末特別給についても、「役員給与規則」に則り、期末特別給基礎額（{(基本給月額) + (特別都市手当及び広域異動手当の月額)} × 1.45）に6月に支給する場合には1.675、12月に支給する場合には1.675を乗じて得た額に基準日（6月1日又は12月1日）以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

（令和3年度における役員給与規則改正内容）

令和3年4月1日改正

期末特別給の額を決定する際に、期末特別給基礎額に乗ずる割合を次のように改正した。

6月に支給する場合

100分の167.5（改正前は100分の170）

12月に支給する場合

100分の167.5（改正前は100分の170）

監事(非常勤)

監事（非常勤）の報酬基準は、月額により構成されている。月額については、「役員給与規則」により、200,000円と定めている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和3年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,779	千円 13,284	千円 3,495	千円 ()	R3.4.1		※
A理事	千円 14,594	千円 9,816	千円 3,973	千円 805 (単身赴任手当等)	R3.4.1		
B理事	千円 13,813	千円 9,816	千円 3,973	千円 24 (通勤手当)	R3.4.1		
C理事	千円 13,909	千円 9,816	千円 3,973	千円 120 (通勤手当)			
D理事	千円 13,813	千円 9,816	千円 3,973	千円 24 (通勤手当)	R3.4.1		
E理事	千円 12,877	千円 8,439	千円 3,429	千円 1,008 (単身赴任手当等)		R4.3.30	◇
F理事 (非常勤)	千円 2,416	千円 2,400	千円	千円 16 (通勤手当)	R3.8.1		
A監事	千円 11,951	千円 8,472	千円 3,429	千円 50 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,450	千円 2,400	千円	千円 50 (通勤手当)			※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳が千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

熊本大学は、「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。」を理念としている。

熊本大学は、地域とともに成長・発展してきた歴史と伝統を踏まえつつ、その個性と強みを生かし、世界レベルの先端研究を先鋭化することで、大学全体の機能強化を主導し、次世代を担う研究領域を育むとともに、人材育成のパラダイムシフトを敢行し、地域の問題をグローバルに考える人材育成を推進する、というビジョンにより、教育改革、組織改革、入試改革、国際化、地域連携、ガバナンス改革、人事給与制度の改革等を学長のリーダーシップの下で推進している。

熊本大学の学長は、常勤職員数約2,000名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬55,053千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

熊本大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務の特性は上に記したとおり法人化移行前の学長と同等以上と言え、相当号俸である指定職7号俸が適用される官職である研究所・試験所の長は当法人と職務内容、職責が近い。

また、他の国立大学法人で本学と同規模であり、病院を持つ総合大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業、事務次官又は他の同規模の総合大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

理事

熊本大学の理念等については法人の長(学長)の欄に記載したとおりである。

熊本大学の理事は、常勤職員数約2,000名の法人の代表である学長の定めるところにより、学長の業務を補佐して法人の業務を掌理している。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬55,053千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

熊本大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務の特性は上に記したとおり法人化移行前の指定職適用役職員と同等以上と言え、相当号俸である指定職1から3号俸が適用される官職である本省審議官等と職務内容、職責が近い。

また、他の国立大学法人で本学と同規模であり、病院を持つ総合大学の理事の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業、事務次官又は他の同規模の総合大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

理事(非常勤)

熊本大学の理念等については法人の長(学長)の欄に記載したとおりである。

熊本大学の理事(非常勤)は、常勤職員数約2,000名の法人の代表である学長の定めるところにより、学長の業務を補佐して法人の業務を掌理している。

熊本大学では、理事(非常勤)として民間弁護士を起用することを想定し、報酬月額については弁護士の一般的な相談料と理事(非常勤)の大学への出勤予定回数等を考慮した結果、300,000円と定めている。この報酬額は、本学と同規模で病院を持つ国立大学法人の理事(非常勤)の報酬水準とおおむね同水準となっている。

理事(非常勤)の職務内容の特性や他の同規模の総合大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

監事

熊本大学の理念等については、法人の長(学長)の欄に記載したとおりである。

熊本大学の監事は、常勤職員数約2,000名の業務の監査を行うものである。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬55,053千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

熊本大学では、監事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、監事の職務の特性は上に記したとおり法人化移行前の指定職適用役職員と同等以上と言え、相当号俸である指定職1から3号俸が適用される官職である本省審議官等と職務内容、職責が近い。

また、他の国立大学法人で本学と同規模であり、病院を持つ大学の監事の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業、事務次官又は他の同規模の総合大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

監事(非常勤)

熊本大学の理念等については、法人の長(学長)の欄に記載したとおりである。

そうした中で、熊本大学の監事(非常勤)は、常勤職員数約2,000名の法人の業務の監査を行うものである。

熊本大学では、監事(非常勤)の報酬月額について、公認会計士の一般的な相談料と監事の本学への出勤予定回数等を考慮した結果、200,000円と定めている。

この報酬額は、他の国立大学法人で本学と同規模であり、病院を持つ総合大学の監事の報酬水準と比較した場合、おおむね同水準と考えられる。

監事(非常勤)の職務内容の特性や他の同規模の総合大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員報酬水準は妥当であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和3年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	0					
理事A	0					
理事B	0					
理事C	0					
理事D	0					
理事E	0	3	11	R4.3.30		◇
理事F (非常勤)	0					
監事A	0					
監事B (非常勤)	0					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	退職手当は支給していない。(令和3年4月1日 法人の長(学長)就任 任期継続中のため)
理事A	退職手当は支給していない。(令和3年4月1日付けで理事任命 任期継続中のため)
理事B	退職手当は支給していない。(令和3年4月1日付けで理事任命 任期継続中のため)
理事C	退職手当は支給していない。(令和3年4月1日付けで理事継続任命 任期継続中のため)
理事D	退職手当は支給していない。(令和3年4月1日付けで理事任命 任期継続中のため)
理事E	退職手当は支給していない。(令和4年3月30日付けで理事辞任後、文部科学省職員に採用のため。)
理事F (非常勤)	退職手当は支給していない。(令和3年8月1日付けで理事(非常勤)任命 任期継続中のため)(常時勤務を要しない役員は、役員退職手当規則の適用除外としている。)
監事A	退職手当は支給していない。(令和2年9月1日付けで監事任命 任期継続中のため)
監事B (非常勤)	退職手当は支給していない。(令和2年9月1日付けで監事任命 任期継続中のため)(常時勤務を要しない役員は、役員退職手当規則の適用除外としている。)

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員の報酬については、「役員給与規則」において、学長にあっては国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、また、学長以外の常勤役員にあっては、同委員会における業績評価及び個々の役員の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して賞与(期末特別手当)を10%の範囲で増減できることとしている。なお、令和3年度においては、役員賞与の増減は行っていない。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

本学職員給与の決定は、国の法令に基づき、同様の職種の給与水準を参考に、適正な水準を決定する。また、社会一般の給与水準を参考に、適正な水準を決定する。また、社会一般の給与水準を参考に、適正な水準を決定する。

- (1) 国立大学法人（国立大学）の職員給与水準は、令和3年度（令和4年度）の平均給与月額を参考に、令和4年度（令和5年度）の平均給与月額を決定する。令和3年度（令和4年度）の平均給与月額は、令和3年度（令和4年度）の平均給与月額を参考に、令和4年度（令和5年度）の平均給与月額を決定する。
- (2) 国立大学法人（国立大学）の職員給与水準は、令和3年度（令和4年度）の平均給与月額を参考に、令和4年度（令和5年度）の平均給与月額を決定する。令和3年度（令和4年度）の平均給与月額は、令和3年度（令和4年度）の平均給与月額を参考に、令和4年度（令和5年度）の平均給与月額を決定する。
- (3) 国立大学法人（国立大学）の職員給与水準は、令和3年度（令和4年度）の平均給与月額を参考に、令和4年度（令和5年度）の平均給与月額を決定する。令和3年度（令和4年度）の平均給与月額は、令和3年度（令和4年度）の平均給与月額を参考に、令和4年度（令和5年度）の平均給与月額を決定する。
- | 職種 | 年齢 | 給与月額 |
|-----------------------------------|--------|----------|
| 事務職種（時間外手当及び通勤手当差引後の額） | | |
| 事務主任 | 36～40歳 | 347,733円 |
| 事務係長 | 44～48歳 | 429,182円 |
| 事務課長代理 | 48～52歳 | 499,736円 |
| 事務課長 | 52～56歳 | 616,328円 |
| 事務部長 | 56歳～ | 733,914円 |
| 企業規模500人以上 医療職種（時間外手当及び通勤手当差引後の額） | | |
| 看護師 | 32～36歳 | 294,911円 |
| 看護師長 | 48～52歳 | 420,918円 |
| 総看護師長 | 56歳～ | 565,806円 |

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

職員の勤務成績の判定については、職員個々の能力及び勤務成績等が適切に給与に反映するように努めることとし、勤務成績の判定要素及び勤務成績不良者の判断基準を明確に示すことで公正、かつ、透明性の高い人事評価システムを構築することとしている。

能率、勤務成績が反映される給与の内容

- ・給与（昇給）：平成18年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行ったことにより、令和3年度（令和4年1月）においては、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの勤務成績に応じて、0～8号給（55歳以上の者は0～2号給）の範囲内で昇給させることができるものとした。
- ・給与（昇格）：勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができるものとしている。
- ・賞与（勤勉手当（査定分））：基準日（6月1日及び12月1日）以前6か月以内の期間における人事評価の結果、勤務成績等を踏まえ、これらの勤務成績に応じた支給割合（成績率）を適切に反映させることとしている。

③ 給与制度の内容及び令和3年度における主な改定内容

本学では、国立大学法人熊本大学職員給与規則に則り、本給及び諸手当（扶養手当、管理職手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、夜間業務従事手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、基本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、附属幼稚園教諭等特別手当、安全衛生管理手当、入試手当、教員免許状更新講習講師手当、専門看護師等手当、専門技師等手当、ME危険業務従事手当、待機手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、時間外診療担当手当、救急勤務医手当、時間外分娩手当、新生児医療担当医手当、指導医手当、監査担当医師手当、医療職員等特別手当、リサーチ・アドミニストレーター特殊業務手当、競争的研究費等獲得手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び附属幼稚園教諭等期末特別手当）としている。

期末手当については、期末手当基礎額（基準日（6月に支給する場合にあっては6月1日、12月に支給する場合にあっては12月1日）において受ける基本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額）に、6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の127.5乗じて得た額に基準日）基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額（基準日（6月に支給する場合にあっては6月1日、12月に支給する場合にあっては12月1日）において受ける基本給の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額）に基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた割合及び別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和3年度においては、職員給与に関連し、主に次の新規制定及び改正を行っている。

令和3年4月1日改正

【常勤職員】

- ・ 期末手当の年間支給率を0.05月分引き下げ
- ・ 教育学研究科長の管理職手当の新設及び教育学部附属学校学校園長の常勤化並びに先進マグネシウム国際研究センターの改組に伴う管理職手当支給対象者一覧の改正
- ・ 研究代表者等として対象となる外部資金を獲得する教育職員に対し支給する競争的研究費等獲得手当の新設

【年俸制適用職員】

- ・ 研究代表者等として対象となる外部資金を獲得する教育職員に対し支給する競争的研究費等獲得手当の新設

令和3年7月1日改正

【常勤職員】

- ・ 副理事の新設に伴う管理職手当の一部改正

令和3年10月1日改正

【年俸制適用職員】

- ・ 令和2年の人事院勧告を重要な参考資料として、年俸制適用職員の給与改定を行うことに伴う一部改正

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和3年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1174	44.8	6,398	4,598	59	1,800
事務・技術	419	43.2	5,593	4,069	63	1,524
医療職種 (病院看護師)	291	40.3	5,302	3,778	39	1,524
教育職種 (大学教員)	321	51.9	8,554	6,094	71	2,460
技能・労務職種	7	48.9	5,277	3,773	70	1,504
教育職種 (附属高校教員)	22	41.6	7,226	5,321	69	1,905
教育職種 (附属義務教育学校教員)	36	40.4	6,577	4,853	61	1,724
医療職種 (病院医療技術職員)	78	43	5,720	4,085	52	1,635
その他医療職種 (医療技術職員)	—	—	—	—	—	—
その他医療職種 (看護師)	—	—	—	—	—	—
指定職種	—	—	—	—	—	—
再任用職員	11	62	3,591	2,984	54	607
事務・技術	11	62	3,591	2,984	54	607
医療職種 (病院看護師)	—	—	—	—	—	—
技能・労務職種	—	—	—	—	—	—
医療職種 (病院医療技術職員)	—	—	—	—	—	—
非常勤職員	581	37.1	4,616	3,341	47	1,275
事務・技術	88	43.9	3,312	2,408	81	904
医療職種 (病院看護師)	321	34.6	4,777	3,449	37	1,328
教育職種 (大学教員)	26	42.9	5,243	3,849	29	1,394
技能・労務職種	4	44	3,291	2,405	69	886
医療職種 (病院医療技術職員)	115	35.4	4,876	3,525	52	1,351
特定事業教員	6	48.2	6,241	4,548	35	1,693
寄附講座教員	—	—	—	—	—	—
コーディネーター	12	48.8	4,561	3,348	54	1,213
非常勤教員	9	39.6	6,050	4,393	6	1,657

[年俸制適用職員]

区分	人員	平均年齢	令和3年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 403	歳 49.9	千円 8,673	千円 6,110	千円 45	千円 2,563
教育職種 (大学教員)	人 403	歳 49.9	千円 8,673	千円 6,110	千円 45	千円 2,563
任期付職員	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
教育職種 (大学教員)	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
非常勤職員	人 115	歳 44.3	千円 6,813	千円 6,682	千円 33	千円 131
事務・技術	人 3	歳 46.2	千円 4,516	千円 4,449	千円 25	千円 67
教育職種 (大学教員)	人 39	歳 46.2	千円 6,452	千円 6,218	千円 34	千円 234
診療助手	人 11	歳 38.1	千円 5,134	千円 5,034	千円 25	千円 100
特定事業教員	人 17	歳 46	千円 8,313	千円 8,278	千円 38	千円 35
寄附講座教員	人 45	歳 43.3	千円 7,122	千円 7,031	千円 31	千円 91
患者相談員	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注1:在外職員は該当者がいないため、表の作成を省略した。

注2:同じ職種区分において、公表対象者に年俸制を適用していない者と年俸制適用の者がそれぞれいる場合は、項目を分けて、年俸制適用職員を別表で記載している。

注3:任期付職員は年俸制適用の者のみのため、年俸制適用職員に記載している。

注4:常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」、「その他医療職種(看護師)」、「指定職種」、再任用職員の「医療職種(病院看護師)」、「技能・労務職種」、「医療職種(病院医療技術職員)」、非常勤職員の「寄附講座教員」及び年俸制適用職員のうち任期付職員の「教育職種(大学教員)」、「教育職種(附属義務教育学校教員)」、非常勤職員の「患者相談員」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員全体の数値からも除外している。

注5:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。

注6:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員をいう。

注7:常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外に勤務する臨床検査技師、視能訓練士、言語聴覚士をいう。

注8:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師をいう。

注9:常勤職員の「指定職種」とは、病院長をいう。

注10:非常勤職員の「技能・労務職種」とは、看護助手、教務助手、自動車運転手、技能補佐員及び臨時用務員をいう。

注11:非常勤職員の「診療助手」とは、病院において医員及び医員(研修医)の指導、臨床教育の補助並びに診療に従事し、必要に応じ、診療に関する研究に従事する職員をいう。

注12:非常勤職員の「特定事業教員」とは、外部資金等による特別事業又は教育研究プロジェクト事業等において、研究又は研究支援を行うほか、当該研究又は研究支援の分野に属する授業、研究指導又は授業補助に従事する職員をいう。

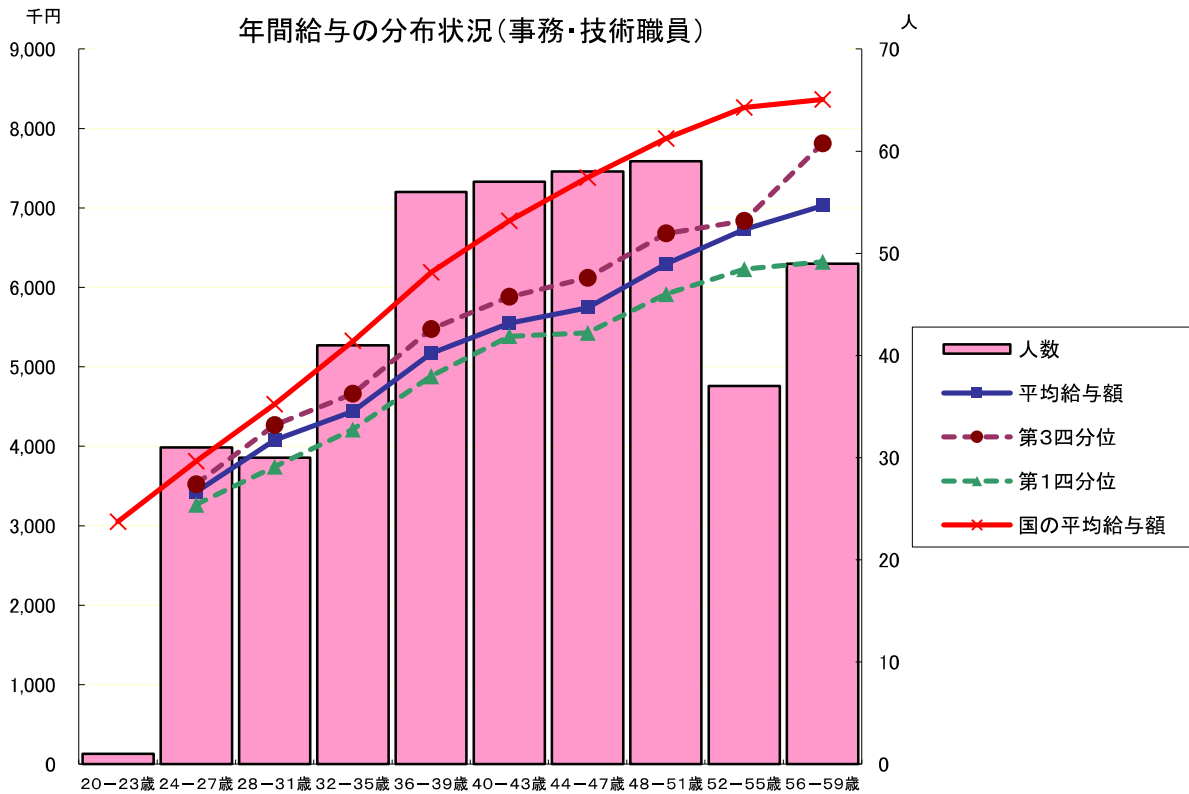
注13:非常勤職員の「寄附講座教員」とは、寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲で、教育、研究又は診療に従事する職員をいう。

注14:非常勤職員の「コーディネーター」とは、研究活動を円滑に推進するために必要な情報収集、企画及びマネジメントの業務に従事する職員をいう。

注15:非常勤職員の「非常勤教員」とは、研究指導、講義、演習その他教育を担当し、又は外部資金等による研究プロジェクト推進業務に従事する職員をいう。

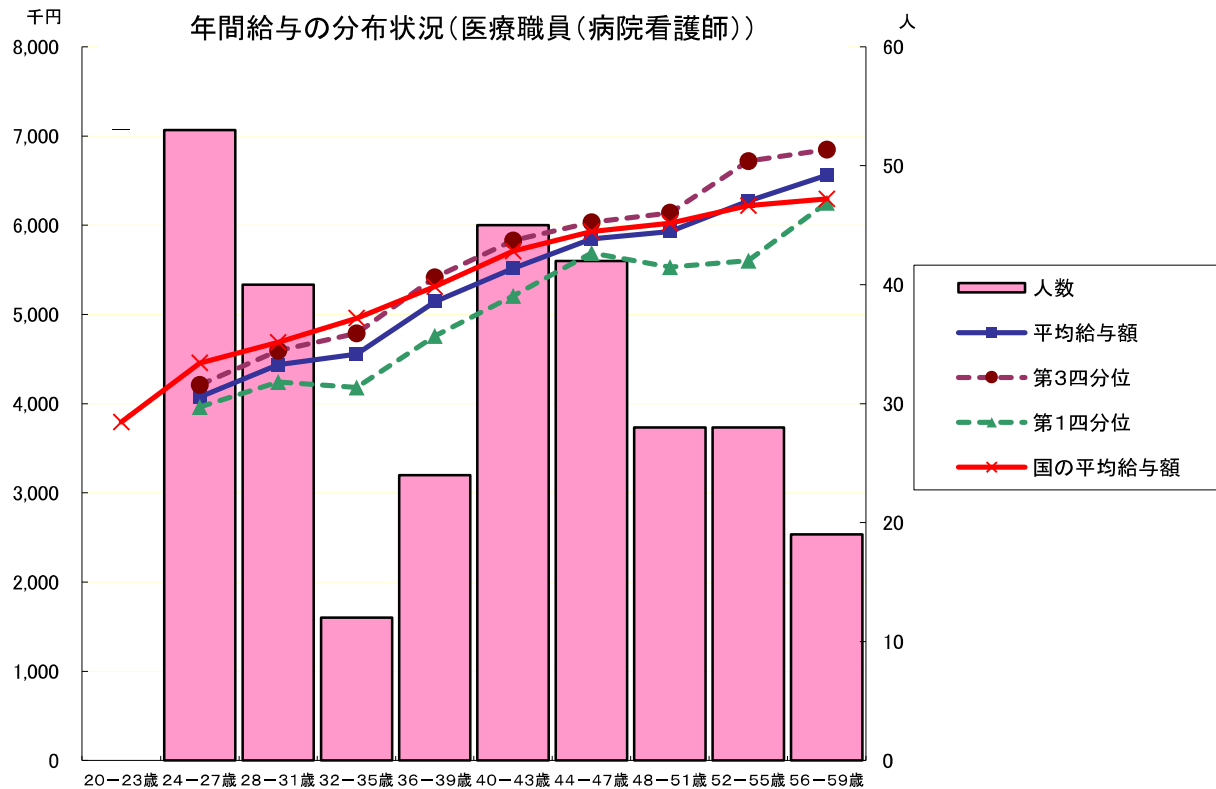
注16:非常勤職員の「患者相談員」とは、病院における窓口患者相談業務に従事するほか、当該業務の遂行に支障のない範囲で、その他の院内関連業務に従事する職員をいう。

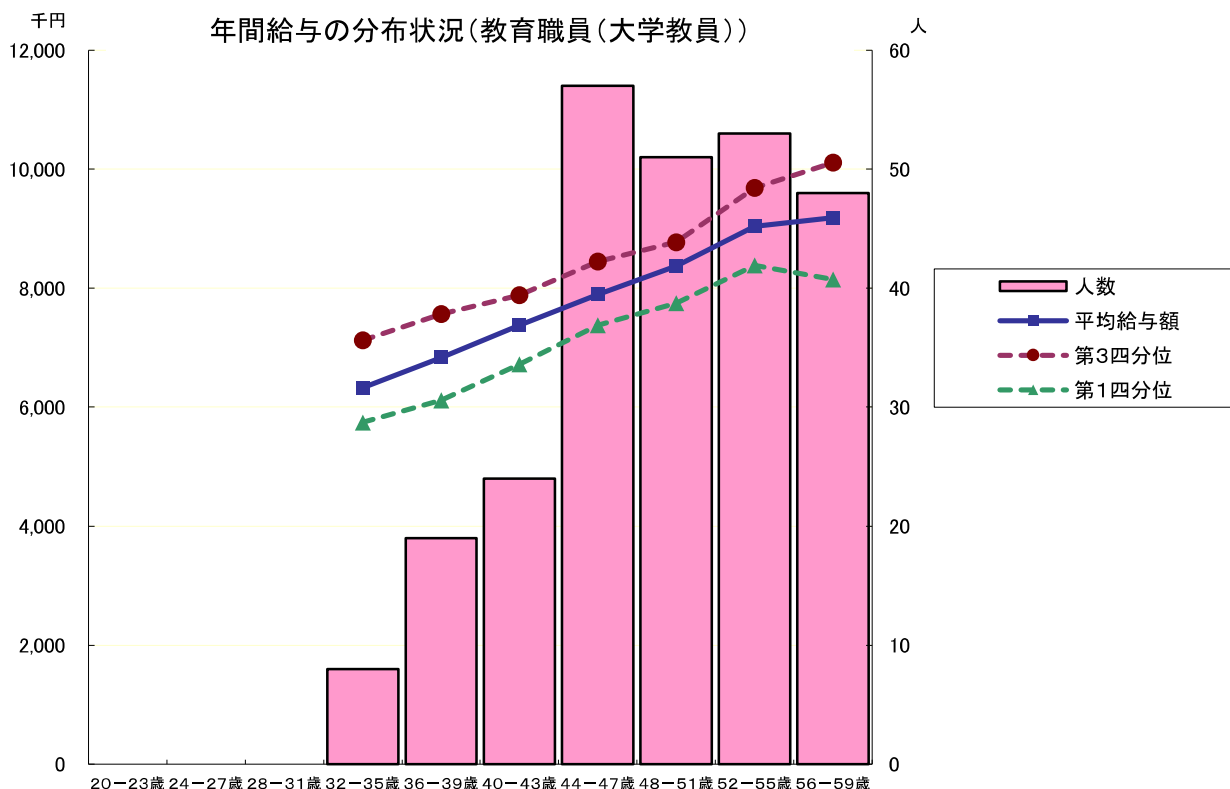
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／医療職員(病院看護師)／教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。





③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／医療職員(病院看護師)／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
部長	10	57.4	8,505	10,865～7,508
課長	24	55.7	7,484	8,274～6,263
課長補佐	45	52.1	6,535	7,204～5,662
係長	177	46.0	5,860	6,823～4,537
主任	80	40.0	4,982	6,333～3,973
係員	83	30.3	3,886	5,982～2,705

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
看護部長	1	—	—	—
副看護部長	4	54.0	7,404	—
看護師長	32	51.4	6,481	7,048～5,632
副看護師長	46	45.4	5,966	6,941～4,450
看護師	208	37.2	4,861	6,317～3,627

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額(最高～最低)については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	125	56.5	9,778	12,039～7,405
准教授	140	50.3	8,108	9,867～6,334
講師	10	50.3	7,223	7,874～6,117
助教	45	44.9	6,397	7,390～5,410
助手	1	—	—	—

(注) 助手の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

④ 賞与(令和3年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／医療職員(病院看護師)／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		55.9	56.6	56.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	44.1	43.4	43.7	
	最高～最低	56.1～39.5	56.4～37.9	55.1～39.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		57.1	57.9	57.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	42.9	42.1	42.5	
	最高～最低	48.4～32.1	48.4～29.8	48.4～31.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		51	53.7	52.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	49	46.3	47.6	
	最高～最低	53.7～44.8	52.7～44.2	53.1～44.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		55.9	61.4	58.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	44.1	38.6	41.2	
	最高～最低	48.4～39.7	44.2～33.9	46.2～36.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		54.8	54.7	54.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	45.2	45.3	45.2	
	最高～最低	51.0～40.9	53.7～40.9	52.4～40.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		57	57.8	57.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	43	42.2	42.6	
	最高～最低	48.4～39.0	48.4～19.1	48.4～26.2

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 82. 2 ・年齢・地域勘案 91. 3 ・年齢・学歴勘案 81. 2 ・年齢・地域・学歴勘案 90. 7 (参考) 対他法人 94. 6
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合27. 7%】 (国からの財政支出額16, 646百万円、支出予算の総額 60, 182百万円:令和3年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和3年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 8. 11%(常勤職員数419名中34名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合78. 04%(常勤職員数419名中327名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合23. 6%】 (支出総額60, 182百万円、給与・報酬等支給総額14, 211百万円:令和3年度決算)</p> <p>国からの財政支出額は16, 646百万円であり、累積欠損はない。また、管理職の割合は8. 11%、大卒以上の高学歴者の割合は78. 04%、支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合23. 6%である。なお、本学の給与制度は国家公務員の給与水準を参考にしており、令和3年度の対国家公務員の比較指数は100を上回っていないことから、本学の給与水準は適切であると考えます。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))</p> <p>当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考えます。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き、国家公務員の給与水準を参考としていく。

医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 97. 0 ・年齢・地域勘案 101. 6 ・年齢・学歴勘案 94. 4 ・年齢・地域・学歴勘案 99. 3 (参考) 対他法人 97. 1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合27. 7%】 (国からの財政支出額16, 646百万円、支出予算の総額 60, 182百万円:令和3年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和3年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 1. 72%(常勤職員数291名中5名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合51. 89%(常勤職員数291名中151名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合23. 6%】 (支出総額60, 182百万円、給与・報酬等支給総額14, 211百万円:令和3年度決算)</p> <p>国からの財政支出額は16, 646百万円であり、累積欠損はない。また、管理職の割合は1. 72%、大卒以上の高学歴者の割合は51. 89%、支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合23. 6%である。なお、本学の給与制度は国家公務員の給与水準を参考にしており、令和3年度の対国家公務員の比較指数は、年齢・地域勘案の指数が100を僅かに上回るものの、他の指数は100を上回っていないことから、本学の給与水準は適切であると考えます。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))</p> <p>当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考えます。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き、国家公務員の給与水準を参考としていく。

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準比較指標 88.6

（注）上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、令和3年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

- 一般職（一）（扶養親族がない場合）
 - 22歳（大卒初任給）
月額 182,200円 年間給与 2,986,000円
 - 35歳（主任）
月額 280,300円 年間給与 4,655,000円
 - 50歳（副課長）
月額 363,500円 年間給与 6,117,000円
- ※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当（配偶者6,500円、子1人につき10,000円を支給）
- 教育職（一）（扶養親族がない場合）
 - 24歳（修士修了 助教 初任給）
月額 243,200円 年間給与 3,986,000円
 - 35歳（助教）
月額 329,200円 年間給与 5,467,000円
 - 50歳（准教授）
月額 452,700円 年間給与 7,618,000円
- ※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当（配偶者6,500円、子1人につき10,000円を支給）

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績の判定については、職員個々の能力及び勤務成績等が適切に給与に反映するよう努めることとし、勤務成績の判定要素及び勤務成績不良者の判断基準を明確に示すことで公正、かつ、透明性の高い手続きを構築することとしている。

III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	14,375,972	14,353,097	14,355,758	14,355,758	14,053,106	13,924,525
退職手当支給額 (B)	1,271,930	1,143,275	1,183,676	1,183,676	1,527,167	843,446
非常勤役職員等給与 (C)	8,391,760	8,323,640	8,331,286	8,707,705	9,025,384	9,229,312
福利厚生費 (D)	3,263,766	3,292,637	3,339,322	3,321,051	3,330,918	3,347,352
最広義人件費 (A+B+C+D)	27,303,428	27,112,649	27,210,042	27,568,190	27,936,575	27,344,635

注：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

○「給与、報酬等支給額」については、人員管理方策の改善や教員の新規採用の抑制を行ったため、令和3年度においては対前年度比0.91%（128,581千円）の減少となった。

○「退職手当支給額」については、前年度に比べて役員等退職手当の支給者が減少したことから、対前年度比44.77%（683,721千円）の減少となった。

○「非常勤役職員等給与」については、運営費交付金によらない看護師、特定事業教員及び寄附講座教員等の雇用増加により、対前年度比2.26%（203,928千円）の増加となった。

○「福利厚生費」については、社会保険加入者の増加に伴い、対前年度比0.49%（16,434千円）の増加となった。

○「最広義人件費」については、上記により、対前年度比2.12%（591,940千円）の減少となった。

IV その他

特になし